捜一発第９０６号
防発第２５７号
昭和４１年４月１８日

項目コード	Ｋ０１０２
保存期間	長　期
廃棄年月日	
担当係	盗犯係

本部各部課長
各警察署長　殿

三重県警察本部長

押収盗品還付要綱の制定について（例規通達）

押収盗品の還付および仮還付は、法律の規定に従って行なわれるべきであるが、従来これが取扱いは、各都道府県まちまちであったため捜査上少なからず支障があり、警察庁においてはかねてから各都道府県警察の意見を徴し、その適正を期するべく検討中であったが、このたび、別添写のとおり「押収盗品還付要綱」を制定し、昭和４１年５月１日から実施することとなった旨通達があったから、本通達添付の資料を参照し、その適正な取扱いを期するよういたされたい。

「別添写」

警察庁丙捜一発第１４号
警察庁丙安発第８号
昭和４１年４月８日

警察庁各局課長
各参事官
警察大学校長
科学警察研究所長
皇宮警察本部長　殿
各管区警察局長
警視総監
各道府県警察本部長
各方面本部長

警察庁刑事局長
警察庁保安局長

押収盗品還付要綱について

押収盗品の還付および仮還付（以下「還付」という。）は、法律の規定にしたがって行なわれるべきであるが、従来の還付の実際は、被害者に還付すべき理由が明らかな場合でも、被害者と被押収者の損害負担等に関する協議の内容に介入して還付するなどのことが多かったため、警察に対する信頼を害するものがあった。

よって、還付の方法を是正し捜査の適正をはかるため、かねて各都道府県警察から意見を徴し検討をかさねていたが、このたび、別添「押収盗品還付要綱」のとおり成案を得た。ついては、各都道府県警察においては、この要綱の趣旨にのっとり、実情に即した必要な措置を講じ、もって還付を適正に行なうように努められたい。

押収盗品還付要綱

第１　目的

この要綱は、押収盗品の還付および仮還付（以下「還付」という。）に関し必要な事項を定め、もって還付の適正な運用をはかることを目的とする。

第２　還付の方針

押収盗品を還付する場合は、刑事訴訟法、民法、質屋営業法および古物営業法等の規定にしたがい、還付を受ける権利を有する者に還付するものとする。

第３　還付先の基準

１　次の各号に掲げる押収盗品は、被害者に還付するものとし、(被害者が私法上の無償回復請求権を有しないものを除く。）それ以外の盗品は、被押収者等に還付するものとする。

(1)　被疑者または悪意の取得者から押収したもの。(民法第１９２条)

(2)　質屋または古物商から押収した盗品（盗難のときから２年を経過していないものにかぎる。）で、質屋が、その物と同種の物を取り扱う営業者以外の者から善意で質に取ったもの、または古物商が、公の市場以外においてもしくはその物と同種の物を取り扱う営業者以外の者から善意で譲り受けたもの。(民法第１９３条)

(3)　質屋または古物商から押収した盗品（盗難の時から１年を経過していないものにかぎる。）で、質屋がその物と同種の物を取り扱う営業者から善意で質に取ったものまたは古物商が、公の市場においてもしくはその物と同種の物を取り扱う営業者から善意で譲り受けたもの。(質屋営業法第２２条、古物営業法第２１条)

(4)　質屋または古物商以外の者から押収した盗品（盗難の時から２年を経過していないものにかぎる。）で、質屋または古物商以外の者が善意で取得したもの。ただし、競売もしくは公の市場においてまたはその物と同種の物を販売する営業者から買い受けたものを除く。(民法第１９３条)

２　被害者が還付を受けることとなる盗品を、被押収者に還付が行なわれるよう被害者から申し立てがあった場合は、被押収者に還付することができる。

３　被押収者が還付を受けることとなる盗品を、被害者に還付が行なわれるよう被押収者から申し立てがあった場合は、被害者に還付することができる。

第４　還付手続

１　押収盗品を還付する場合は、被害者および被押収者にその旨連絡するものとする。

２　押収盗品を還付する際、被害者および被押収者から面談したい旨申し出があり、双方の合意があった場合は、その機会を与えるものとする。

３　被害者および被押収者から面談の内容について意見を求められたときは、強制にわたらない限り、意見を述べることはさしつかえないものとする。

４　代理人が出頭して盗品の還付を受ける場合は、代理権のあることを確認し、還付請書にその旨を記載させて還付するものとする。

５　押収盗品を還付したときは、還付請書を徴するとともに、その措置状況を明らかにしておくものとする。

第５　留意事項

１　押収盗品を還付しようとするときは、還付を受ける者が正当の権利を有するかどうかを慎重に検討して行なうこと。

２　要綱第３還付先の基準には、民法上の即時取得に関する規定の適用ある盗品のみを対象に定めたので、これらの規定の適用のないものについては、当事者の権利関係をじゅうぶん検討して、適正な措置をとること。

３　被害者と被押収者の損害負担等に関する面談の内容に介入しないこと。

４　押収盗品を還付する場合において、その盗品に関する権利関係に争いのあるとき、被害者等が不明で、還付を受ける者が明らかでないときまたは還付を受ける者の所在が明らかでないときは、じゅうぶんに検討して送致する等の措置をとること。

５　仮還付は、押収盗品の証拠価値が滅失またはき損するおそれのある場合には行なわないこと。

６　押収盗品を還付した場合においても、これにより民事上の権利関係が確定するものではないので、利害関係人がその権利を主張することを妨げるような言動をしないこと。

押収盗品の還付を適正に行なうための配意事項

昭４１．４．８．

刑事局捜査第一課

１　還付の適正

押収盗品を還付しようとするときは、事後に紛議を起さないようにするため、押収前におけるその物についての利害関係人の権利関係を調査し、慎重に検討したうえ還付すること。

２　還付手続

(1)　押収盗品の還付は、警察本部においては課長補佐または係長、警察署においては、課長または係長等の幹部が行なうこと。

(2)　押収盗品を還付する場合は、還付手続の円滑を期するため、被害者および被押収者に還付の日時、場所、還付品名および被害者または被押収者の氏名等を便宜の方法により通知すること。

(3)　押収盗品を還付する際、被害者および被押収者双方から、互いに面談したい旨申し出があった場合は、その機会を与えること。

被害者または被押収者の一方から申し出があった場合は、強制にわたらないよう注意して他の一方の意見を聞き、承諾があったときは、その機会を与えること。

(4)　被害者および被押収者の面談に介入しないこと。ただし、面談の内容について意見を求められたときは、双方の主張を妨げないよう言動に注意して、意見を述べることはさしつかえない。

(5)　押収盗品を還付した場合は、被害者、被押収者に対する事前連絡、代理人の確認など還付の措置状況を関係書類または簿冊等によって明らかにしておくこと。

(6)　仮還付は、押収の効力が存続するものであるから、証拠価値の滅失またはき損するおそれのある物を仮還付することは許されず、また、証拠価値を滅失またはき損するおそれのある者に対しては、仮還付してはならないから注意すること。

(7)　押収盗品を還付する場合において、その盗品に関する権利関係が不明で、その物をいずれに還付すべきか判断できないとき、被害者等が不明で還付を受ける者が明らかでないときまたは被害者もしくは被押収者など還付を受けるべき者の所在がわからないときは、慎重に検討して、送致するなどの措置をとること。

３　還付先の基準

(1)　押収盗品を還付する場合は、要綱第３還付先に掲げるところにしたがい還付すること。

要綱第３還付先の基準には、民法第１９２条ないし第１９４条、質屋営業法第２２条、古物営業法第２１条の即時取得に関する規定の適用ある盗品のみを対象に規定した。

これらの規定により、被害者にその盗品について無償回復請求権がある場合は、刑事訴訟法第１２４条にしたがい被害者に還付することとし、その他の場合は、被押収者に還付することとした。したがって、有価証券および登記または登録をもって所有権移転の対抗要件と

なす動産などの多くは、民法上の即時取得の規定の適用がないので、これらの物については、当事者の権利関係をじゅうぶん検討して適正な措置をとること。

(2)　要綱第３還付先１の(1)において「被疑者」とは、窃盗または強盗の被疑者をいい、「悪意の取得者」とは、その物が、盗品であることを知って買受けまたは質取りした者などをいう。

被疑者または悪意の取得者は、民法第１９２条の規定の適用を受けないので、これらの者から押収した盗品は、被害者に還付すること。

(3)　要綱第３の２によって、被押収者に還付が行なわれるよう被害者から申し立てがあった場合は、被押収者に還付することができるが、次の点に注意すること。

ア　被害者が２名以上ある場合は、すべての者の申し立てを必要としその際、被害者が所有権を放棄したときは、「所有権放棄書」を徴すること。

イ　被押収者が、還付を受けることを拒んだ場合においては、送致すること。

(4)　要綱第３の３によって、被害者に還付が行なわれるよう被押収者から申し立てがあった場合は、被害者に還付することができるが、次の点に注意すること。

ア　被押収者のほかに、その物にかかる利害関係人がある場合は、これらの申し立てが必要であること。

イ　盗難のときから２年を経過し、被押収者に所有権がある物について申し立てがあった場合は、「所有権放棄書」を徴すること。

４　その他

(1)　押収した盗品に関し、被害者および被押収者が受けた損害について被疑者またはその家族等から弁償したい旨申し出があり、そのあっせんの依頼があった場合は、それに応ずるよう配意すること。

(2)　押収盗品の還付を適正に行なうために、還付に関する法令ならびにその手続および要領等について、指導教養を徹底して行なうこと。

(3)　被押収者等が、捜査に積極的に協力した場合は、ほう賞を考慮すること。

ほう賞の額は、その協力の状況に応じて決定すること。

(4)　この要綱の施行期日は、本年５月１日とすること。